

平成27年度第2回岐阜県入札監視委員会 議事要旨

1. 日時：平成28年2月17日（水）13：30～16：00

2. 場所：岐阜県庁議会棟2階第3面会室

3. 出席委員

（委員）

森本 博昭 氏	《委員長》	（岐阜大学名誉教授）
田口 紀子 氏		（税理士）
竹花 孝則 氏		（中日新聞岐阜支社長）
豊田 千里 氏		（岐阜家庭裁判所家事調停委員）
横田 直和 氏		（関西大学教授）

4. 議題

（1）県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

（2）抽出事案に関する説明・審議

- ・ 県営農村環境整備事業（小水力発電整備型） 石徹白地区 用水路付帯工事
- ・ 公共 道路災害防除施設費（交付金事業分）他 工事
- ・ 岐阜県防災情報通信システム整備工事
- ・ 県民文化ホール未来会館エレベーター改修工事
- ・ 加茂農林高理科棟屋上外壁等改修工事
- ・ 落合取水場非常用発電設備整備事業発電機本体工事
- ・ 加茂警察署庁舎耐震補強工事

5. 議事要旨

（1）県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

（委員）

低入札と談合情報が増えていますが、何か要因があるのでしょうか。

（事務局）

昨年度の平均落札率が94.1%、今回は93.5%で0.6%低下しております。低入札の発生率は、昨年度は3%台だったものが、今回の機関では6%まで上がっているという状況です。実際に低入札調査の対象となった案件についてですが、発注が最も多い土木一式工事では昨年度よりも減少しているのですが、それ以外の電気や塗装工事において低入札が非常に増加していることが影響したのではないかと考えられます。

（委員）

最低制限を設けるものと低入札価格を設けるものの基準はどこにあるのですか。

（事務局）

予定価格が1億円以上は低入札価格制度、それ未満は最低制限価格を適用することとしております。ただし、総合評価落札方式については、価格以外の要素も加味することを鑑みて全て低入札価格制度を適用しています。

(2) 抽出事案に関する説明・審議

【県営農村環境整備事業（小水力発電整備型） 石徹白地区 用水路付帯工事】 <郡上農林事務所>

(委員)

応札が2者というの少ないものなのですか。

(郡上農林事務所)

はい。通常はほとんどの業者が応札してくれます。

(委員)

辞退が多かったのは、他の工事が忙しい状況などが要因でしょうか。

(説明者)

工事現場である石徹白地域の特性が要因と思われます。早い時期から積雪があるため施工できる期間が短いこと等によるコスト的な問題から辞退が多くなったのではないかと推察しています。

(委員)

積雪の時期を避けるため、工期をもう少し早い時期に設定することはできなかったのですか。

(説明者)

設計や先行事業等を勘案した結果、発注はこの時期となりました。

(委員)

9者を指名したとのことですが、他の自治体や機関等では辞退率が高かったりするので、全者を指名するというところもあります。昔は指名願いが出された中から選ぶので、辞退はまずないということでしたが、今は、指名願いは受け付けていないのですね。

(説明者)

指名願いはありませんが、指名できる業者のリストの中から選んでいます。

(委員)

他の団体にもリストはありますが、辞退が多いので、全者、例えば2～300者の全者を指名するということでした。実際に応札するのは10者もあればいい方ということでしたけれども。9者という基準自体は、昔の指名願いがあった中から指名をした時代と変わらないということでもよろしいでしょうか。

(説明者)

発注工事の予定価格によりまして、A級、B級、C級工事とランク付けします。これにより今回の工事はC級工事に位置づけられ、さらにC級工事の指名選定業者数は9者以上ということで基準を作っていますので、これに従って行っています。

(委員)

それで、その基準は昔と変わらない、ということでしょうか。

(説明者)

指名すべき業者数が変わった時もあります。

(委員)

辞退と入札書不着は県の取り扱いは変わらないということによいですか。

(説明者)

基本的には変わりません。

(事務局)

今、委員がおっしゃったのはどういった機関ですか。

(委員)

このあたりだと、中日本高速道路などがそうです。

(委員)

実績も勘案すると書かれていますが、とりあえず近いところで9者集めたというのが現状ですか。

(説明者)

入札参加資格者名簿の中で、工事現場である白鳥町のC等級業者は8者あり、その中の1者は完工高が0であり実績がないこと、1者は県が進める電子入札に参加していないということで応札意欲も低いだろうと考え、選定しませんでした。9者にはあと3者必要ですが、隣接の高鷲町にC等級業者がちょうど3者ありますので、これを選定して9者を選んでいます。

(委員)

手続き上は全く問題ないと思いますが、非常に入札率が高いので、事情はあるかと思いますが、外部から見たときに、果たして公平に選定されているのか等の疑問を持たれる可能性があると思います。9者という規定に則ってはいるのですが、今後、公平性の部分では、いろんなところで広げていくことも必要ではないかと少し感じます。郡上という地域性、時期の問題もあると思いますが、そういう地域だからこそ、検討していただいた方がよいのではないかと思います。

(委員)

何者を選定する、というようなことは、机上に配布された資料の中でも決められているのですか。

(説明者)

岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領で決められています。

(委員)

応札者の間口をもうちょっと広げてというお話で、選定の数を増やしたら、もうちょっと入札率は低くなるのが期待できるのではないかということでしたが、97.9%は一般の方が見ると、これは100に近いと思うかもしれません。入札率というのは、工事の品質を考えると、やはりある程度適正な価格で落札したほうがより適当だと個人的には感じます。予定価格との関連で入札率が98%というのが高いか低いかは、いろいろ意見はありますが、一般的に見ると今のご意見のような印象を受けるので、今後そういうようなことも考えてはどうかというご意見と受け止めました。なかなか難しいですね。

(事務局)

そうですね。地域によって事情も違いますし、工期の問題もあります。

(委員)

辞退率が高いというのは、要するに、適正な利益が確保できない、ということだと思うんですね。それもあって、100%に近いような落札率になっているのでしょうか。そうすると予定価格をもう

ちょっと見直せばいいのではないかという議論にもなってきますし、なかなか難しい問題ではあります。

【公共 道路災害防除施設費（交付金事業分）他 工事】 <多治見土木事務所>

(委員)

同額での入札が多いのですが、よくあることなのでしょうか。

(説明者)

塗装工事の実績を見ますと、割と多いようです。

(委員)

最低制限価格は事前に公表しているのですか。

(説明者)

予定価格は事前公表ですが、最低制限価格は事後公表としております。

(委員)

最低制限価格の率は確定しているのですか。

(説明者)

それは特に確定しているわけではありません。予定価格は事前公表しておりますし、労務単価や資材単価積算基準等も公表されていますので、直接工事費はある程度類推できますし、それができれば諸経費なども算出できますので、公表されている最低制限価格の算出式から制限価格を推測することはできると思います。

(事務局)

塗装工ですと工種が非常に少なく単純ですので、予定価格から基準価格や制限価格を類推することができます。

(委員)

一致するのはそんなに不思議なことではない。

(委員)

塗装というのは工種の中では、割と低くなりがちですね。

(委員)

塗装というのは技術的なこと等で、再劣化したり、逆に長持ちしたりということがあると聞いていますが、この案件においては技術的な要素については総合点数660点あれば十分ということでしょうか。

(説明者)

架設してから供用して18年経っておりますので、平均的な劣化具合ではないかとみています。また、塗装は人の手間で作業をしますので、職人の技能が効いてくるのだらうと思います。あまり、ばらつきはないと思います。

(委員)

高校生がよく使うのですか。

(説明者)

高校の前にありまして、もともと目的が通学のために造っております。

【岐阜県防災情報通信システム整備工事】 <危機管理政策課>

(委員)

現行システムはどこが施工したのですか。

(説明者)

沖電気です。

(委員)

土木工事だと、大規模なものはJVでないとできないというのは分かるのですが、情報通信でJVが必要になる理由は何ですか。単独の方がやりやすいのでは。

(説明者)

今回は、情報通信の移動系に鉄塔や局舎の土木建築工事が含まれております。

(委員)

JV構成員等の中には、システム関係以外に土木建築の業者が入っているということですか。

(説明者)

そうです。

(委員)

システムだと基本的に同じ設計システムでやったほうがいいのかと思って、ちょっと違和感があったのですが、そういう工事だといろいろな業者の人が合わさって一つのシステムを作るという特殊な発注形態であるため、JV方式としたということでしょうか。

(説明者)

そういう判断です。

(委員)

予定額が高すぎたということはないですか。

(説明者)

通信工事の機器単体費だけで約72億円の積算になりますが、この積算は、複数メーカーから見積を取り、グループ単位の安値を取って算出している。その時の見積価格が高いのかどうかは不明ですが、メーカーが実際の応札額を見積額より低く入れてくることは考えられます。

(委員)

入れる機器の数が多いのですか。

(説明者)

衛星アンテナなど、129の拠点に多種の機器が入ることになりますので、多いですね。

(委員)

現行システムを手掛ける業者は入札してこなくて、システムがごっそり変わってしまうことになると思いますが、運用上引き継ぐことはないが問題はないということですか。

(説明者)

システムは全く新しいものに切り替わります。今回、沖電気が参加しなかった理由はわかりませんが、引き続き同じ業者が受けるところもあります。また、新旧システムの移行時に沖電気の旧システムをつないで、通信の途絶をできるだけ避けるということがあります。

(委員)

技術提案の効果や実現性はヒアリングや書面提出で確認されたのですか。

(説明者)

業者からは提案に関するヒアリングを行い、専門家を交えた総合評価会議でも意見を伺っております。

【県民文化ホール未来会館エレベーター改修工事】 <文化振興課>

(委員)

閉鎖中はエレベーターの保守点検を行われていたわけですか。

(説明者)

25年に基本計画を策定した時には動いたのですが、休止期間中は保守点検は必要ないということで、経費節減のため動力電源を切っており、保守点検も行っていませんでした。

(委員)

旧エレベーターの耐用年数は何年ですか。

(説明者)

法定耐用年数は17年です。平成6年開館ですので、20年以上経っており、耐用年数は超過しています。

(委員)

他メーカーだと同種の規模ではできないということで、改修はかなり旧式のままとということですか。

(説明者)

エレベーターの設置工事は建物の一番初めに入れるのですが、新たに全面的に更新するとなると、入っているエレベーターの箱の横の鉄骨や壁自体を取り払って、新たに上から下までの箱を入れるということになり、非常に大規模な工事になるということが想定され、当然費用も嵩むこととなります。

(委員)

建物の耐用年数が30年から50年ですから、建物の供用中に1回くらいはこうした改修をすることになるのでしょうか。

(文化振興課)

場合によってはそういうことになるだろうと思います。

(委員)

耐用年数が過ぎていたけれど、1億円くらいかけた今回の改修により安全は確保され、耐用年数が伸ばしたということでしょうか。

(説明者)

そういうことです。使えるものを使ったということです。

(委員)

今回の改修は、相当大勢の人を運ぶ必要のある施設で、旧型のエレベーターを手当てして、システムは旧型のままで、設置から20年もすると修繕のための部品が確保できないという問題が出てくると思いますが大丈夫だったのですか。

(説明者)

部品がもうないということはありません。1基は油圧式でしたが、すでに部品等が調達できず直せないということで撤去し、新しいものに入れ替えました。他4台については、部品が調達できたため、改修で対応することができました。

(委員)

約9千8百60万円で契約しているが、当初は1億2千万円の予算から複数者への見積り合わせによってここまで落としたということによろしいでしょうか。

(説明者)

当初の概算見積から、安全を担保できるレベルの改修内容を調査し経費を節減して、価格交渉を行ったものです。安全に設置使用するということを考えますと、それなりに費用が掛かってしまいます。そのうえで、経費を落として何とか9千8百万円程で改修を行ったということです。

【加茂農林高理科棟屋上外壁等改修工事】＜公共建築住宅課＞

(委員)

入札者が1者ということですが、工事の内容を見ますと防水工事や内装工事があつて、通常シート防水をする業者は内装はやっていないと思いますし、参加資格として建築一式の施工実績を求めています。防水業者は建築一式の許可を持っていないと思うのですが

(説明者)

この工事の建設業法上の業種は建築一式としました。それは、工事内容が防水のほかに外壁工事や内装仕上げがあり、これらが複合した工事ですので、全体を統括できる建築一式の者を発注対象としました。

(委員)

それらの専門業者は下請けとして使ってやればよいということですか。

(説明者)

そうなります。

(委員)

金額的にあまり採算が取れそうにないので、参加者が少ない要因ですか。

(説明者)

推測になりますが、この地域の同程度の規模の工事の入札にどの程度の参加者があるかといいますと、今年度の中濃圏域の同ランクの指名競争した案件の状況ですが、3件平均の参加者数が2.3者でしたので、2者程度の参加という状況となっています。

(委員)

防水工事が多いように思いますが、普通は専門業者に発注するのではないのですか。

(説明者)

当課で発注しています改修工事のほとんどは建築一式でやっています。防水工事を行うにしても足場や仮囲いなどで鳶・土工の業者が必要であるなど、単一の工種でできることはほとんどありませんので、全体をコントロールできる建築一式が必要であると考えています。

(委員)

資格要件を満たす業者は何者ありましたか。

(説明者)

中濃圏域で総合点数に該当する者は、形式的には66者ですが、電子入札に対応していない業者や過去2年間建築一式工事の完工高のない業者を除くと、51者が該当します。

(委員)

参加者1者で、落札率100%ということは、あまり魅力的な工事ではないのですか。

(説明者)

推測も含めてですが、建築工事は土木工事とは違いまして、民間需要が主となっており、およそ9割が民需です。そして1割ほどが公共工事としてやっているということで、土木工事とは少し背景が違うのかなと思います。また、最近、結構仕事が多いとのことで、技術者がいないので、中規模の業者にとって技術者の配置が難しいと聞いています。

(委員)

学校での工事ということで、翌年度の4月には間に合わせなければいけないと思いますが、何か工夫はありますか。

(説明者)

できるだけ発注の見通しを早めに出すということと、工事の発注を一時期に偏らせずに平準化する、予定価格はできる限り最新の単価情報を組み入れて算出することが挙げられます。

(委員)

建築一式で発注されていますが、建築は民間が主体とのことで、時期によっては業者や技術者がいないということもあり得ると思います。これを分割することはできないのでしょうか。発注者にとっては負担が増えるかとは思いますが、受け皿が大きくなる可能性があると思います。一括で出して、専門工事は下請けでやってくださいというのは、発注者にとっては合理的かもしれませんが、今後もこういう状況が続くのであれば、分割発注も検討の余地があるのではないかなと思います。

(説明者)

我々が発注する基本として、公平公正な入札、そして、工事を発注する以上成果品としてより品質の良いものを納めてもらいたいと思っています。建築一式であれば、取っ掛かりから仕上がりまでの全体を見通した品質管理ができます。一方、専門工事の業者は、それぞれの専門工事については精通しているものの、全体までを見通した品質確保や施工の記録作成等といったことには慣れていないので、その点で懸念を持っています。

(委員)

1者2者といった少数での入札というものは、逆に公平性を損ないかねないと思いますので、検討課題としていただきたいと思います。

(説明者)

ご意見として承りました。

(委員)

分離発注をしている他機関についての情報収集はしていますか。

(説明者)

しておりません。

(委員)

シート防水などは、大学などの機関において単品発注をして契約をしたということを聞いたことがあります。競争性を高めるということで、他の機関がどのように発注しているのか調査していただいたほうがよいと思います。

(説明者)

ご意見として承りました。

【落合取水場非常用発電設備整備事業発電機本体工事】 <水道企業課>

(委員)

参加資格要件として、なぜ、JVと指定し、内1者を県内業者としているのですか。

(説明者)

「岐阜県一般競争入札発注基準」に基づき設定しました。

(委員)

JVというのは自主的に別の業者を呼んできて参加してくださいというもので、業者間の話し合いが行われることになりますので、それはよろしくないということで、JVまたは単体となっているのでしょうか。

(説明者)

「発注基準」では、プラント電気設備工事については3億円以上5億円未満の場合は2者JVが原則であり、少なくとも1者は県内に本店を有することとなっていますので、それに則ったものです。

(委員)

ルールとしては承知したが、JVとしてまで県内業者を参入させる意図は何か。JVでないと施工ができないのであれば仕方ないですが、単体では施工はできないのですか。地元業者を使ってほしいという意図もあるのですか。

(説明者)

より地元の業者にやってもらいたいということもあるのですが、全部県外にもっていかれてしまうことも懸念しているところです。

(委員)

競争性を高めるのであれば、単体での施工も可能なのなら単体で発注するのが一般的なのではないかと思います。

(委員)

今回の様な規模の工事において、単体で発注することはあるのですか。

(説明者)

ほとんどありません。

(委員)

県の発注工事については、地元の業者の育成・技術力向上といった意図もあると思います。

(事務局)

今回のこの案件については、「岐阜県一般競争入札発注基準」に則って行われたもので、この基準については、県のホームページ等で公表されています。

(委員)

落札したJVが、なぜ工事費を安くできたのか調査していますか。

(説明者)

機器費については、特別調査を行い市場価格の調査を行ったうえで単価を決定し、積算しています。その予定価格に対し、受注者が施工実績を積みみたいということで、経費の削減等の企業努力により低価格で応札したものです。

(委員)

低価格で入札できた理由として機器費などで「取引先から安く購入できる」という理由が多いように思いますが、市場価格と実際の取引価格に乖離があるのではないですか。今回の工事では、低価格入札により3億円を下回り、発注基準の3億円未満の工事費区分に相当する額になってしまっている。入札率の低いものは、大体このあたりで価格を落としているように思います。もちろん工事費は安ければいいものではなく、業者のほうにも利益をしっかりと確保していただいて、業界を活性化していただければよいのですが、入札の際に予定価格と実際の取引とが乖離してしまうことも問題ではないかなと思います。

(説明者)

今回落札した業者は、自ら発電設備を製作していますし、ガスタービンエンジンについても取引先との長年に渡る関係から比較的安く製作してもらうことができたこと等で、かなりの企業努力をして安くなっているところです。発注者としては規定に基づき特別調査を行って予定価格を算出しているところで、応札者が自社努力によりそれ以下の額で入札するため、予定価格の見直し等の対応も難しいと思われま。

(委員)

5者中3者が低入札という結果でしたが、今回の入札参加者は皆意欲が高かったということですか。

(説明者)

実績がほしいということだろうと思います。

(委員)

この業界での実績がほしいということですか。

(説明者)

本工事で設置する2,000kVAの発電機は、発電機としてかなり特殊で大きな部類に入り発注頻度も少ないため、公の施設での工事实績は大変魅力があるのではないのでしょうか。

(委員)

企業の戦略や思惑もあると思いますが、総合的に勘案して設定された予定価格なのでしょう。

【加茂警察署庁舎耐震補強工事】<県警装備施設課、会計課>

(委員)

耐震補強工事は、建築一式の業者がやるものなのですか。

(説明者)

ブレースの設置、付随する外壁改修工事等を包含して行えるのが建築一式になります。

(委員)

履行期間が11月27日までとなっていますが、タイトな日程だったということはないのでしょうか。

(説明者)

工期は11月27日までとなっておりますが、実際は11月10日には工事完了、引き渡しを受けております。

(委員)

大体どれくらいの期間かかる工事ですか。

(説明者)

この工事については、耐震補強工事の中でも比較的規模の小さいものです。耐震性の低いものから優先して工事の実施をしており、加茂警察署については、平成28年度に完了する予定となっております。この案件についても、耐震性能はなかったものですが、それほどひどい状態ではなかったため、ブレースの設置も少なく済んだので、どれくらいの工期がといわれると、何とも言えませんが、準備期間も含めて5から6か月というところではないかと思えます。

(委員)

人がいないですね。網渡り的ですね。

(説明者)

これまでの大規模警察署から先にやってきた入札の結果からすると、この案件の結果は、予測はしていなかったのですが、調べたところ、4構面と少ないので工事費が下がる、工事費が下がるとBランク工事の対象業者になるのですが、耐震補強工事は業者にとって施工管理レベルや施工管理の手間等の難易度が高いことに対する金額、また先ほど公共建築住宅課が申しあげたように民間の工事需要等を勘案しますと、結果論ですが上位のA等級業者も含めた25者のうちやっと1者が応札してくれたというところで、小規模耐震工事の入札成立可能性というのが、厳しいということが今回初めて分かりました。

(委員)

耐震工事はまだほかにも続きますか。

(説明者)

来年度も小さいものが残っています。

(委員)

小規模なものにはなかなか応札者がいないということですが、そういったところが残っているということですか。

(説明者)

そういう状況がありますので、何とか工夫していきたいと思えます。

(委員)

この案件に限ったことではないですが、建築一式の工事が、今少し厳しいのかなという印象。建設業者が今状況的に厳しくて、何でもかんでも入札に参加できないということで、もちろん、いろいろな規則に則ってやっているわけですが、もう少し柔軟に考えてやっていかないといけないのかなと思えます。

(事務局)

先ほどの入札不調の状況ですが、全体的には昨年度から2%から3%で推移していますが、建築一式については、20%を超えて不調が発生している状況があります。近県でも同様でありまして、全体として不調が大きく伸びているわけではありませんが、建築一式は他の県も苦慮しているようです。

(委員)

発注の段階で、先ほどの防水工事や塗装工事にちょっと建築部門の工事が加わると、建築一式になってしまうので、建築一式に偏る傾向があるのかなと思います。不調や落札率の問題などが出てきますので、そのあたりを検討いただきたいと思います。

(事務局)

分離発注という考えもありますが、分離をするほど規模が小さくなってしまいますので、また別の問題が出てきますので、どういう発注の仕方がよいのかというのはいろいろな考え方があると思います。

【全体について】

(委員長)

主な意見として、1者入札や入札者が少ないということに関して、分離発注など、発注方式を工夫して、より高い公平性や競争性を確保できるよう参加者数の増加を図っていただきたいこと。また、低入札の案件に関して、適正な予定価格の設定に努めていただきたいこと。そしてこれらのことについて今後、県の入札制度への改善に役立てていただきたいと思います

なお、本委員会は、報告の内容又は審議した対象工事について不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で知事に対して意見の具申をできることになっていますが、今回は知事へ具申するほどの事項は特にないと思われるため、知事への意見は特になしということでしょうか。

(出席委員全員)

異議なし。